

おおみか

南相馬市大甕処分場の原告住民の全面勝利を求める決議

この国のゴミ行政の基本は依然として「人目につかない田舎に埋める」点にある。この国策と莫大な資本を背景にゴミ業者の処分場建設への執念は並々ならぬものがある。

東北、常磐の2つの高速道路により関東に直結する福島県は広大な面積と「口と腰の重い」県民性とが相俟ってゴミ業者にとって「おいしい土地柄」となっている。

しかし、「田舎に埋める」ことの破綻は今や明らかである。

他方、処分場不足は政府の喧伝するところであり、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄の産業構造に基因する事は明らかである。この基本構造およびゴミ処理行政の抜本的改革なくして、ゴミ問題の解決はあり得ない。

ここ福島の地に於いても、ゴミ問題の破綻は明らかであり、ゴミ業者の札束に目を奪われる事なく、目線を高く、未来の環境と子供たちの生活に向け、住民が建設反対運動に立ち上がった例は少なくない。

郡山市三穂田町における安定型産業廃棄物処分場建設反対の住民運動は33万市民のうち約21万余の署名を集め、その後の建設差止訴訟では、処分業者に「将来にわたって処分場を建設しない」旨を約束させて、画期的勝利和解を勝ちとった。また、いわき市21世紀の森の住民運動は35万市民のうち約20万の署名を集めた。

その他、相馬市、南相馬市、双葉町、小野町、二本松市などでも反対運動は巾広い展開をみせ、自由法曹団はその闘いの中で奮闘してきた。

南相馬市の大甕地区に、産業廃棄物処分場の建設問題が持ち上がったのはおよそ8年前のことである。当初、「住宅の直近数10メートルの位置に予定されている」、「ゴミ業者の進行が余りにも強引である」、などの理由により反対運動に立ち上がったのは、わずか3名の住民であったに過ぎないが、その後、闘いは地区住民全体へ、更に全市を挙げての反対運動へと拡大している。

この8年間で提起された訴訟、仮処分などは14に及び、現在、福島地方裁判所に、業者に対する建設差止訴訟と県知事に対する建設許可処分取消訴訟が継続中である。この裁判の過程で、この処分場をめぐるのは、全国の主要暴力団の殆どが名を連ねて関与していた事実、現職警官が処分場建設をめぐる収賄罪で服役している事実、約6億2000万の税金をゴミ企業が滞納し、ゴミ企業は殆ど無資力であるなどの重大な事実が判明している。

運動、訴訟の両面からして、現在のゴミ裁判を象徴する事件と言える。

自由法曹団は、大甕処分場事件の住民の運動を支援するとともに、住民全面勝訴の判決を求めるものである。

2008年10月20日

自由法曹団2008年総会

